

健生食輸発1127第1号  
令和6年11月27日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（一部改正）

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和6年11月21日付け健生食輸発1121第1号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、下記のとおりモニタリング通知を改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、その円滑な実施方よろしくお願ひします。

記

別添「I 輸入食品等モニタリング検査実施要領（共通事項）」  
「7 その他」の「(1)モニタリング検査の強化」の

令和6年度輸入食品監視指導計画に基づき実施する残留農薬等に係るモニタリング検査の強化については、頻度を30%とし、対象は別表第2に示すとおりとする。

また、法違反判明時の当該製造者、製造所、輸出者又は包装者に対しては、輸入の都度、自主検査を実施することとし、対象は別表第3に示すとおりとする。

を

令和6年度輸入食品監視指導計画に基づき実施する残留農薬等に係るモニタリング検査の強化については、頻度を30%とし、対象は別表第2に示すとおりとする。

また、法違反判明時の当該製造者、製造所、輸出者又は包装者等に対しては、輸入の都度、自主検査を実施することとし、対象は別表第3に示すとおりとする。

に改める。